

分担金・拠出金の名称	対人地雷禁止条約拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	10,043千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称	対人地雷禁止条約履行支援ユニット	任意拠出金			C
国際機関等の概要及び 成果目標	<p>(1)設立目的・経緯 対人地雷禁止条約は、1999年に発効した、対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止した条約であり、各締約国に、貯蔵・敷設されている対人地雷の廃棄を義務づけている。「履行支援ユニット(ISU)」は対人地雷禁止条約の事務局を担っており、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。</p> <p>(2)拠出に当たって期待される成果 対人地雷禁止条約の事務局機能を担い、検討会議もしくは締約国会議の運営においては議長国を補佐し、各委員会の活動を支援する。条約第7条で義務付けられている報告書の作成・提出を含め、締約国が条約上の義務を履行できるようなサポートを行うことにより、条約の効率的且つ効果的な実施に貢献する。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<p>・対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、紛争終結後も一般市民に対し無差別に被害を与え、復興開発の障害となるといった非人道的な結果をもたらす対人地雷の使用、貯蔵、移譲等を包括的に禁止する国際的な法的枠組みである。対人地雷禁止条約履行支援ユニット(ISU)は、締約国会議の席でその必要性が認められ、参加国のコンセンサスで設立が決定したものであり、条約の事務局機能を果たしている。その役割は、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じたアドバイスを実施するといった広範囲に及ぶ条約関連業務であり、いずれも条約を運用し、また促進するのに必要なものであるとともに、ISUの他にこれを代替する機関がないことから、その存在は不可欠である。直近では、ISUは第15回締約国会議の運営を補佐し、また条約第7条で義務付けられている報告書の作成・提出にあたっては、同会議で決定された新しい記入方法に関する助言を行い、締約国が条約上の義務を履行できるようなサポートを行っており、条約の実施のために大きく貢献しているといえる。なお、公式会合における各委員会作成の報告書や各国のステートメント、写真、最終文書等は対人地雷禁止条約公式ホームページ上で誰でも閲覧することが可能であるが、同ホームページを作成・管理するのもISUの業務の一つである。</p> <p>・紛争終結後も文民に対して無差別な被害を与え、経済・社会的開発の妨げとなる対人地雷の全面禁止を目的とした本条約は、SDG1、3、11、16、17等、様々な分野に関連した取り組みである。対人地雷の生産・開発・保有等を禁止し、貯蔵弾の廃棄、敷設地雷の除去を義務づけることで、新たな地雷被害者の発生を防げるだけでなく、避難民が帰還し、農業等に従事するための土地や環境が確保されるなどの成果を挙げている。ISUは、条約の実効的な運用実施に不可欠な役割を果たしている。</p> <p>・対人地雷禁止条約の枠組みで、国連地雷対策サービス部(UNMAS)やジュネーブ人道的地雷除去国際センター(GICHD)、その他の国際機関NGOが連携している。また、通常兵器の一つであるクラスター弾の廃絶を目指した「クラスター弾に関する条約」のISUとも、可能な範囲で連携している。</p> <p>・条約の目的を達成するために、検討会議・締約国会議といった公式会合の運営の補佐、条約上の義務を達成するための締約国への適切な助言・支援の提供等、効果的且つ効率的な役割を果たすよう働きかけている。必ずしも完全ではないが、ISUのサポートにより、条約の義務を履行する国が多く、また公式会合は事務的に支障なく運営されており、我が国としてはISUの働きを評価している。</p>			
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>・年度終了後の締約国会議で、締約国全体に対して、財務状況説明や執行済みの予算にかかる会計報告を行っている。外部評価を伴う会計報告書が作成される。2016年のISU財政報告書は、2017年6月付で作成され、ISU長の書簡を付して軍縮代表部に接した。今後、12月に開催される第16回締約国会議でも提出される予定。</p> <p>・クラスター弾に関する条約ISUとのシナジー運用の可能性の追求や、ISUの持続性確保の観点から予算をコア経費とプロジェクト経費、財政バッファーに分けて運用する財政システムの採用など、条約実現のために効率的で、且つ最小限の事務局を維持するための予算やマンドートが議論されている。</p> <p>・外部監査からは特段の指摘はない。</p> <p>・本評価基準の推進に関し、我が国から当該機関に対して、効果的かつ費用対効果の高い業務運営を呼びかけている。</p>			

<p>II 当該機関等と日本との関係について</p>	<p>3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常兵器の軍縮・不拡散は我が国が重視する外交政策の一つであり、対人地雷の廃絶を目指す対人地雷禁止条約はこの外交政策を実現するために不可欠な国際的法的枠組みとなっている。ISUは条約運営に必要不可欠な役割を果たしており、我が国の外交政策を遂行する上で必要不可欠。 ・我が国は、条約の締約国として、また人道的観点から、積極的に地雷・不発弾対策支援を行っており、我が国の二国間支援や国際協力を通じた支援の総額は、2011－2015年は世界第二位となっている。ISUへの貢献により条約の実効的な運用を確保することは、我が国が支援を通じて実現を目指す、地雷・不発弾による被害のない世界の実現とも整合性がとれている。 ・会議において、締約国には国際機関やオブザーバーよりも優先した発言の機会が与えられる。ISU経費の活用に関する日本の意見について、各国から賛同が得られれば成果文書に反映させることが可能である。 ・ISU及びISU長はジュネーブ在住であり、ジュネーブベースで今後の条約運営の進め方等の情報収集、意見交換を行っている。 ・条約の運営を支えるISUへの拠出は、我が国の通常兵器の軍縮・不拡散への積極的な姿勢を示し、国際社会の信頼を得ることができる。 ・条約の効果的・効率的な運用を確保するよう呼びかけている。ISUの活動により、検討会議・締約国会議が問題なく開催、運営されており、条約の実施に関する議論の場が確保されているところ、これは我が国が重視する通常兵器の軍縮・不拡散への取組に資するものであるとして、評価している。
	<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機関は、予算上職員数2.6人を上限としており、その中に日本人職員はいない。 ・意思決定機関は公式会議(検討会議・締約国会議)であり、我が国も締約国として参加している。 ・2.6人のポストに空席が生じれば、日本人職員も応募が可能。現在、空席なし。
	<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<p>PLAN: 締約国会議(もしくは検討会議)で次年度分予算案を議論、承認。 DO: 予算拠出、我が国の分担金支払。 CHECK: 締約国会議(もしくは検討会議)において、報告書による運営活動の成果を評価。 ACT: 不明な点がある場合には、締約国会合(もしくは検討会議)にて、運営における要改善事項を提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計報告書は検討会議・締約国会議に提出される。疑義があれば質問をして回答を得ることが可能。 ・ISU財政の安定を図るために、締約国会議の決定として、ISU予算のうち、一部を「財政安定バッファー(準備金)」として繰越金とすることとなっている。拠出国から明示的に同意があった金額については「財政安定バッファー(準備金)」に回されており、その他の残余金(現時点で支出額に対する余剰額の49.1%)については、一部もしくは全額を「財政安定バッファー(準備金)」に充填し、残りをISUの追加的活動経費に充てることになっており、「財政安定バッファー(準備金)」に充填する割合及び追加的活動の内容については、次年度の締約国会議の議題に付される。
<p>担当課室名</p>	<p>通常兵器室</p>	